

前回、都市計画には都市施設・土地利用・市街地開発事業の3つの柱があることを説明しました。

そのうち、都市施設とは、道路・公園・下水道等、生活に必要な施設のことです。それらのうち、都市計画法に基づいて都市計画決定したものを、都市計画施設といいます。

今回はこの「都市施設」の中の「都市計画道路」について説明します。

1. 都市計画道路とは？

都市計画道路とは、都市計画法の手続きを経て計画が決められた道路をいいます。主として、市街地を通る幹線、もしくは将来幹線となる道路が対象となります。

このような道路は、交通はもちろん、災害時の避難路や防災活動の場となり、上下水道管の埋設や、日照・通風に役立つなど、生活の上で大変重要な施設です。

このため、土地利用に即した計画的な整備が必要となります。

2. 都市計画道路は誰が決定する？

都市計画道路は、道路の幅員によって知事または市町村が都市計画決定することになっています。

国道、県道、4車線以上の道路、及び自動車専用道路は知事が、それ以外は市町村が決定します。ただし、都市計画の原案を作成するのは市町村ですので、知事が決定する道路も原案に基づいたものになります。

4. 都市計画道路の整備時期は？

都市計画道路は、おおむね20年後の交通体系等を考慮して決定するもので、都市計画決定をしたからといって、すぐ整備されるというものではありません。都市交通体系に必要と考えらる路線のうち、優先度の高い路線から順次整備が進められます。

シリーズ一 横芝町のまちづくり
心をつなぐ「まち」
No.15